

自己負担上限額管理票について

- ① 医療費助成を受けるには、「特定医療費（香川県指定難病）受給者証」と「自己負担上限額管理票」を指定医療機関の窓口に提示することが必要です。
- ② 自己負担上限額管理票は、自己負担の上限に達しているかどうかを管理するものです。
あらかじめ「診療年月」「受診者名」「受給者番号」「疾病名」「有効期間」を記入し、指定医療機関で指定難病の治療を受けるたびに、医療費総額・自己負担額等を記入してもらってください。
- ③ 自己負担上限額管理票の記載枠が足りなくなった場合は、各保健福祉事務所（高松市を除く）・香川県保健福祉総務課の窓口にご連絡ください。

《自己負担上限額について》

- ① 月額で、病院・薬局等の指定医療機関を利用した場合（※）の自己負担をすべて合算し、自己負担上限額を超える部分を公費負担とします。
※ 薬局での保険調剤、介護保険の訪問看護サービス等を含みます。
- ② 指定難病にかかる治療等については、医療保険の自己負担割合が3割から2割に引き下げられます。
自己負担割合が2割または1割の方の場合は、変わりありません。
- ③ 1回ごとの医療費について、医療保険適用後の自己負担割合3割の方の場合、「自己負担上限額」と「医療費の2割」を比較して、低い方が窓口での負担額となります。
- ④ 次の場合、指定医療機関の窓口で通常の負担割合で一度支払い、翌月以降、県に直接請求（償還払い申請）が必要となります。
 - 香川県外の指定医療機関で医療等を受けた場合
 - 公費助成対象の介護保険サービスを受けた場合
◎その他本来の自己負担額を超えて支払済の場合、県に直接請求（償還払い申請）ができます。